

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年7月3日（平成29年（行情）諮問第274号）

答申日：平成29年10月13日（平成29年度（行情）答申第264号）

事件名：特定法人が特定労働基準監督署に届け出た定期電離放射線健康診断結果報告書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定事業場が特定労働基準監督署に届出た④定期電離放射線健康診断結果報告書 請求する各行政文書については、特定労働基準監督署が保存するものすべて」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、茨城労働局長（以下「処分庁」という。）が平成29年3月3日付け茨労発総0303第2号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、（法5条1号により）不開示とされた部分の開示を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

ア 平成29年3月31日付け

全部不服であるから異議の申立てをする。

イ 平成29年4月23日付け

法5条1号により不開示とされた部分については、下記理由により開示すべきである。

審査請求人は、死亡者の父親であり死亡当時電離放射線業務に就業していたが特殊健康診断を実施していない可能性があり審査請求に及んだ。

死亡（心筋梗塞＜健康診断異常所見あり＞）に至るまでの経緯について、エックス線、その他電離放射線にさらされた業務に就労していたが、平成26年度分（出勤簿開示分＜平成26年8月1日～平成27年1月31日＞）開示されたがいずれも電離放射線業務就労

(放射線業務手当支給規則 3 条 3 項により放射線業務手当が支払われている)していたが電離放射線健康診断個人票が会社から開示されずに当局(青森労働局へ電離放射線健康診断結果報告書の開示請求を行った)へ請求した。当該診断結果報告書を請求することで(受信の有無が分かる)。

電離放射線健康診断(電離則 5 6 条, 安衛令 2 2 条 1 項 2 号)

## (2) 意見書

事件名が「定期電離放射線健康診断結果報告書の一部開示決定に関する件」と記載しているが, 審査請求人は, 平成 2 9 年 2 月 2 日付, 茨労発総 0 2 0 2 第 1 号の 2 枚目 就業規則『①給与規程, ②放射線業務手当支給, ③退職金規程, その他』請求した。安全衛生規定については存在しないと担当者(特定労働基準監督官)から回答があり, そのため対象からはずして開示・閲覧の請求を申請した。

ア 平成 2 9 年 2 月 1 3 日, 労働局訪問し, 資料の閲覧した意見書に所長名及び労働者代表名が記載された書面を閲覧した際氏名を手帳に記録した。以外に複写したものの交付を受けた。全て黒塗り

複写した就業規則及び給与規程変更届表紙 1 枚目(届出日, 特定基準監督署受付印, 事業所の所在地, 事業所の名称, 使用者職氏名), 2 枚目「就業規則, 給与規程及び給与の取扱いについて, 適用事業所, 本社, 特定事業所 A, 特定事業所 B 等の住所記入あり, 3 枚目意見書に過半数代表者名(黒塗り), 所長名(黒塗り), 以下 6 頁から 3 4 頁全面不開示。

イ 『茨城労働局』と『青森労働局(電離放射線健康診断結果報告書)』の開示の格差について理由を述べていない。

平成 2 9 年 2 月 1 7 日付, 青森労働局より電離放射線健康診断結果報告書の開示があり, 開示された部分①労働保険番号, ②対象年の内, 年の部分, ③対象年の内, 月の部分④対象の内, ○回目の部分, ⑤健診年月日(黒塗り), ⑥事業の種類, ⑦事業場の名称, ⑧事業場の所在地(郵便番号及び電話番号を除く。), ⑨事業場の所在地のうち郵便番号, ⑩事業場の所在地のうち電話番号, その他所轄労働基準監督署名, 事業者氏名, 所轄労働基準監督署の受付印, 以外は全て黒塗り。

ウ 「個人情報には該当しない」

### 【理由】

特定の個人を識別することができる情報をいいます。

①ポイント: 識別性

②ポイント: 生存性(生存する個人に関する情報であること)

①識別性から見ていく。この観点から見た場合, 例えば, 生年月

日・住所・顔写真といった、それ自体で特定の個人を識別できる情報が個人情報にあたることになる。

本人の氏名、防犯カメラに映っている本人の映像、電話番号、雇用管理情報、個人情報にあたらぬものは、体重、性格といった個人のデータの末尾に番号がついていて、その番号が特定の氏名に対応している場合個人情報にあたるといえますが識別する番号がなければ個人を特定することができないから個人情報に該当しない。ある数量を計数化しているだけのデータは、それによって特定の個人の識別につながらなければ、個人情報にあたりません、断片的な情報であっても他の情報を照合することが特定の個人を識別できない。

(例)

イ) 給与：30万円 賞与：夏40万円 冬50万円 この紙切れ1枚を見ただけでは、誰の給与・賞与を示したものであるかが、わからない、「個人情報ではない」会社の情報は、個人情報ではない！

ロ) 個人情報保護法は、あくまでも個人情報の保護を図ろうとしています。

そのため、純粋な企業そのものの情報は個人情報の規制の対象外となります。個人情報は、自然人である個人の人格的利益を含みますが、法人の情報はこれを含まないと考えられる。したがって、企業全体の等（就業規則＜給与規程・放射線業務手当支給・退職金規程＞）いわば企業内部で管理された情報です。

ー) 個人情報にはあたらぬ！こうした内部管理情報は、これによって特定の個人を識別することが不可であること。

## エ 【法】

平成29年（行情）諮問第275号理由説明書に対して以下に述べる。（略）

オ 就業規則に取得する個人情報の利用目的については、あらかじめ就業規則に規程がなく、また詳細な個人情報保護規定が制定されていないと想定する（開示がないため）。

1) 労働者10以上の企業は就業規則作成・届出義務がある。財務・就業規則上「採用、配置異動、休職、退職、解雇、服務、勤務、勤務時間、休日、時間外労働及び休日労働、休暇、事業場外労働及び裁量労働、賃金及び退職金、出張旅費及び慶弔見舞金、表彰及び懲戒、安全衛生、災害補償の健康診断、休職を設ける場合の規定集、安全衛生（定期健康診断、健康診断受診義務、健康診断結果、精密検査、健康診断票の保存、秘密の保持、就労の禁止）、災害補償（遺族補償、埋葬料）、表彰及び懲戒（永年勤務表彰、その他の表

彰，減給)

- 2) 憲法 13 条及び個人情報保護法，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，個人情報に該当しない。
- 3) 情報で個人を識別する情報は含まれていない。

給与規程に個人を識別する情報が含まれていない部分の開示，放射線業務手当支給規則 3 条 3 項に業務に従事した場合は「OSL 等」放射線業務に従事していながら，電離放射線健康診断個人票の開示がない（それ以外は使用者から開示されている。容認している。）法に定める健康診断が実施されていないと言わざるを得ない。したがって，法律違反を否定できない。すなわち，法 5 条 1 号の口に該当する。

したがって，これらの情報は法 5 条 1 号本文に該当せず，かつ同号ただし書口に該当するので，開示・閲覧するのが妥当である。

カ 『5 条 2 号イについて』

行政はこれらの情報が公にされた場合には，当該事業場の取引関係や人材確保等の面において，同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものであると述べているが！

申請人は，法 5 条 2 号本文ただし書き，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められた情報を怠ることにより死亡にいたる原因となる。

前項で明記したとおり，就業規則の年次有給休暇の一定日数についての取得時季取り決めの義務化，時間単位での取得容認，退職時の残余年次有給休暇の買い上げ容認等が労基法改正に伴って就業規則に盛り込まれていない。開示がないため。

本文に該当し開示・閲覧をするのが妥当である。前項にて下線部分に該当する。

当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとはいかなるものを指すのか，具体的な説明がない。

- 開示の理由 1 該当しない 就業規則（①給与規程・②放射線業務手当・③退職金規程）

キ 『5 条 6 号イについて』

いずれにおいても，法 5 条本文の口に下記 2. 該当する。

- 1) 黒塗り部分以外の（個人に関する情報外）の開示の請求を当審査会に対して行う。
- 2) 前項●1の③について，理由①：退職金規程<例えば>継続勤務 10 年で基本給の何パーセント割り増し，理由②：給与規程（個人に関する情報は含まれていない）例えば：放射線業務手当

支給規則 3 条 3 項の業務に従事した場合は「OSL 等」に、○を記入する。その他の業務に従事した場合は「通常業務」に給与規程 1 8 条の 2 3 項の業務に従事した場合は「非正常作業」に○を記入する。別紙①※ 3. <放射線手当支給規程がある。>

すなわち、別紙 3 には、「OSL」等とは「電離放射線業務に就労していた」放射線業務に従事していたので○を記入した。したがって電離放射線健康診断が行われていない。その期間について電離放射線健康診断個人票が使用者から開示がない。開示された電離・特定業務従事者（深夜業）の健康診断票に基準値を下回る所見が軽度の異常が疑われます。医師の診断による。LDL の軽度異常（コレステロール起因異常を観察）心筋梗塞などの動脈硬化性疾患を起こす・視力の低下死亡前 6 ヶ月間の電離放射線健康診断個人票の開示がない（別紙②）、したがって、この間に何らかの健康に異常があったと言わざるを得ない。会社が隠蔽を行うことで事故の因果関係を否定し労災の手続を拒む姿勢である。

「遺族宛に労災の請求をしないように誓約書に記入させる」等々の嫌がらせの強要。

※前回請求したが全部黒塗の為に給与規程・退職金規程同年 4 月 6 日付、異なる開示請求は新たに放射線業務手当支給規則請求した。

（添付資料省略）

### 第 3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において、法 5 条 1 号及び 2 号イに基づき、その一部を不開示としたところであるが、不開示理由として 5 条 6 号イを追加した上で、原処分を維持することが妥当であると考えます。

なお、⑫在籍労働者数等の一部の情報については、法 5 条 2 号イ及び 6 号イに該当するところであるが、既に処分庁において開示決定を行っており、改めて原処分を取り消して法 5 条の規定を適用する意味はないことから、当該情報に係る原処分は、本件に限り、維持することとする。

#### 2 理由

##### （1）本件対象文書の特定について

本件開示請求に係る行政文書は、「電離放射線健康診断結果報告書（以下、第 3 においては「文書」という。）」である。

##### ア 文書について

事業者は、労働安全衛生法（昭和 4 7 年法律第 5 7 条。以下「安衛法」という。） 5 8 条及び電離放射線障害防止規則（昭和 4 7 年労働省令第 4 1 号。以下「電離則」という。） 5 8 条に基づき、電離則 5 6 条 1 項の健康診断（定期的のものに限る。）を行ったときは、

遅滞なく、電離放射線健康診断結果報告書を所轄の労働基準監督署長に提出することが義務づけられている。

文書には、①労働保険番号、②対象年の内、年の部分、③対象年の内、月の部分、④対象年のうち、○回目の部分、⑤健診年月日、⑥事業の種類、⑦事業場の名称、⑧事業場の所在地（郵便番号及び電話番号を除く。）、⑨事業場の所在地のうち郵便番号、⑩事業場の所在地のうち電話番号、⑪健康診断実施機関の名称及び所在地、⑫在籍労働者数、⑬従事労働者数（男）、⑭従事労働者数（女）、⑮従事労働者数（計）、⑯有所見者数（男）、⑰有所見者数（女）、⑱有所見者数（計）、⑲線源の種類（線源コード）、⑳線源の種類（具体的内容）、受診労働者数（実効線量による区分）、受診労働者数（目の水晶体の等価線量による区分）、受診労働者数（皮膚の等価線量による区分）、産業医氏名及び印影、所属医療機関の名称及び所在地、報告年月日、所轄労働基準監督署名、事業者氏名、事業者の印影、所轄労働基準監督署の受付印、受診所見の内訳（実施者数）、受診所見の内訳（有所見者数）が記載されている。

## （２）本件対象文書の不開示情報該当性について

### ア 法5条1号該当性について

本件対象文書のうち、文書の⑯有所見者数（男）、⑰有所見者数（女）、⑱有所見者数（計）、受診労働者数（実効線量による区分）、受診労働者数（目の水晶体の等価線量による区分）、受診労働者数（皮膚の等価線量による区分）、産業医氏名及び印影、所属医療機関の名称及び所在地、受診所見の内訳（有所見者数）については、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

したがって、これらの情報は法5条1号本文に該当し、かつ同号ただし書きイないしハのいずれにも該当しないことから不開示とすることが妥当である。

### イ 法5条2号イ該当性について

本件対象文書のうち、文書の⑪健康診断実施機関の名称及び所在地、⑫在籍労働者数、⑬従事労働者数（男）、⑭従事労働者数（女）、⑮従事労働者数（計）、⑯有所見者数（男）、⑰有所見者数（女）、⑱有所見者数（計）、受診労働者数（実効線量による区分）、受診労働者数（目の水晶体の等価線量による区分）、受診労働者数（皮膚の等価線量による区分）、所属医療機関の名称及び所在地、事業者の印影、受診所見の内訳（実施者数）、受診所見の内訳（有所見者数）については、本件電離放射線健康診断実施機関の情

報や放射線業務に従事する労働者がいる当該事業場内部の情報，とりわけ，安衛法で定められた電離放射線健康診断の結果等の情報がありのままに記載されていることから，これらの情報が公にされた場合には，当該事業場の取引関係や人材確保等の面において，同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものである。

したがって，これらの情報は，法5条2号イの不開示情報に該当する。

#### ウ 法5条6号該当性について

本件対象文書の⑪健康診断実施機関の名称及び所在地，⑫在籍労働者数，⑬従事労働者数（男），⑭従事労働者数（女），⑮従事労働者数（計），⑯有所見者数（男），⑰有所見者数（女），⑱有所見者数（計），受診労働者数（実効線量による区分），受診労働者数（目の水晶体の等価線量による区分），受診労働者数（皮膚の等価線量による区分），産業医氏名，所属医療機関の名称及び所在地，受診所見の内訳（実施者数），受診所見の内訳（有所見者数）については，放射線業務に常時従事する労働者がいる事業場が，安衛法で定められた電離放射線健康診断を実施し，所轄の労働基準監督署に提出された実施結果報告書の情報である。

これらを公にすることにより，当該事業場における安衛法の遵守状況が明らかとなり，また，安全衛生指導における調査に係る着眼点等についても明らかとなることから，関係法令の履行確保を図るという行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり，更には，不当な行為を容易にし，その発見を困難にするおそれ等もあることから法5条6号イの不開示情報に該当し，不開示とすることが妥当である。

#### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は，審査請求書の中で，「当該文書開示決定について，全部不服である」旨主張しているが，本件不開示情報該当性については，上記2（2）で示したとおりである。

#### 4 結論

以上のとおり，本件審査請求については，不開示情報該当性について，法5条6号イを追加した上で，原処分を維持することが妥当であると考えられる。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成29年7月3日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同月 13日 審議
- ④ 同月 31日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 同年 9月 21日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年 10月 11日 審議

## 第 5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、「特定事業場が特定労働基準監督署に届出た④定期電離放射線健康診断結果報告書 請求する各行政文書については、特定労働基準監督署が保存するものすべて」（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法 5 条 1 号及び 2 号イに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、全部開示を求めていると解されるところ、諮問庁は、処分庁が不開示とした部分は、法 5 条 1 号、2 号イ及び 6 号イに該当するとして、不開示とすることが妥当であるとしていることから、本件対象文書の見分結果を踏まえ、当該部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

### 2 不開示情報該当性について

#### (1) 法 5 条 1 号該当性について

##### ア 別表の 1 欄の

当該部分は、産業医の氏名及び印影であり、法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

次に、法 6 条 2 項による部分開示の可否について検討すると、産業医の氏名及び印影は、個人識別部分であることから、部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 5 条 1 号に該当し、同条 6 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

##### イ 別表の 1 欄の

当該部分は、産業医の所属医療機関の名称及び所在地であり、上記アで判断した産業医の氏名と一体として法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

次に、法 6 条 2 項による部分開示の可否について検討すると、産業医の氏名を除いたとしても、これを公にすると、当該医療機関に所属する産業医が限られていることから、産業医を特定されるおそれがあり、当該産業医の権利利益を害するおそれがあると認められる

ので、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イ及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 法5条2号イ該当性について

ア 別表の1欄の⑪

当該部分は、特定事業場が定期電離放射線健康診断を実施した医療機関の情報であり、当該事業場にとって秘匿すべき労務管理や安全衛生管理といった事業場の内部管理に関する情報であると認められ、これらの内部管理情報が公になると、取引関係や人材確保等の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 別表の1欄の⑯ないし⑰、 ないし 及び

当該部分は、特定事業場の定期電離放射線健康診断実施状況及び実施結果であり、当該事業場にとって秘匿すべき労務管理や安全衛生管理といった事業場の内部管理に関する情報であると認められ、上記アと同様の理由により、法5条2号イに該当し、同条1号及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 別表の1欄の

当該部分は、特定事業場の印影であり、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを公にすると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、意見書において、「法5条2号本文ただし書き、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められた情報を怠ることにより死亡にいたる原因となる」と述べており、不開示とされた部分は法5条2号ただし書に該当すると主張しているとも解される。

しかしながら、当該不開示部分を公にすることについて、当該部分を不開示とすることにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められないことから、当該主張を採用することはできない。

- (2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び2号

イに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条1号、2号イ及び6号イに該当することから不開示とすべきとしていることについては、不開示とされた部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、同条6号イについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 番号	2 不開示を維持する部分	3 根拠条文 (法5条)
⑪	健康診断実施機関の名称及び所在地	2号イ, 6号イ
⑫※	在籍労働者数	2号イ, 6号イ
⑬※	従事労働者数(男)	2号イ, 6号イ
⑭※	従事労働者数(女)	2号イ, 6号イ
⑮※	従事労働者数(計)	2号イ, 6号イ
⑯	有所見者数(男)	1号, 2号イ, 6号イ
⑰	有所見者数(女)	1号, 2号イ, 6号イ
⑱	有所見者数(計)	1号, 2号イ, 6号イ
	受診労働者数(実効線量による区分)	1号, 2号イ, 6号イ
	受診労働者数(眼の水晶体の等価線量による区分)	1号, 2号イ, 6号イ
	受診労働者数(皮膚の等価線量による区分)	1号, 2号イ, 6号イ
	産業医氏名及び印影	1号, 6号イ
	所属医療機関の名称及び所在地	1号, 2号イ, 6号イ
	事業者の印影	2号イ
※	受診所見の内訳(実施者数)	2号イ, 6号イ
	受診所見の内訳(有所見者数)	1号, 2号イ, 6号イ

(※) 諮問庁は理由説明書(第3の3)で, ※については, 「原処分において開示決定を行っており, 改めて原処分を取り消して法5条の規定を適用する意味はないことから, 当該情報に係る原処分は, 本件に限り, 維持することとする」としている。